

### 第3回「大阪市違法民泊撲滅チーム」委員会 要旨

1 日 時 平成31年1月28日(月曜日)11:00~11:40

2 場 所 大阪市役所本庁舎 5階特別会議室

3 出席者 大阪市長、違法民泊撲滅チーム委員等

#### 4 議 題

- (1) 民泊をめぐる現状について
- (2) 違法民泊指導実動部隊の活動について
- (3) 住宅宿泊仲介業への対応について
- (4) 課題と今後の対応について

#### 5 要旨

委員長(市長)開会のあいさつ

- ・ 違法民泊撲滅チームについては、大阪市内の違法民泊を撲滅するため、昨年4月に立ち上げ、6月には警察OBで構成する違法民泊指導実動部隊を発足させた。大阪府と大阪府警本部の協力を得て、強力なチームが作れたと考えている。
- ・ 民泊については、昨年、一定の法整備がなされたことにより、適法民泊への誘導と違法民泊の排除が大きな目標となっている。
- ・ その中で、民泊新法については受理件数が1,500件を超え、また、特区民泊については居室数が5,000件を超えており、いずれの数字についても全国1位の件数となっている。これは、適法民泊への誘導が一定の成果を挙げていると考える。
- ・ G20大阪サミットが、本年6月に大阪市内で開催される。違法民泊撲滅チームの最大の目標として掲げているG20大阪サミットまでに違法民泊の撲滅をめざし、その目標達成に向け、取り組んでいきたい。
- ・ 違法民泊については、つい最近まで大阪市内に普通に存在したが、本来、違法民泊は法律に違反し、犯罪であることから、絶対にあってはならない。
- ・ 本日の会議については、実動部隊の実績や課題について明らかにするとともに、皆様から御意見をいただき、実りのあるものとしたい。

## 議題説明

- ( 1 ) 民泊をめぐる現状について
- ( 2 ) 違法民泊指導実動部隊の活動について
- ( 3 ) 住宅宿泊仲介業者への対応について
- ( 4 ) 課題と今後の対応について

資料について、事務局から説明を行い、意見交換を行った。

## ( 質疑応答 )

( Q 1 ) 国への要望はどのようなものか？

( A 1 ) 昨年 9 月 5 日、国土交通大臣に対し、大阪府、堺市、枚方市、八尾市及び本市の連名で、民泊仲介業者が民泊物件を自社 HP に掲載する際、仲介業者自らが適法性の確認を行うよう文書を提出した。国からは昨年 9 月 11 日付で通知を発出した。

( Q 2 ) 国は、仲介業者から許可番号や指令番号など適法番号を収集し把握しているのか？

( A 2 ) 把握している。

( Q 3 ) この適法番号については大阪市も共有しているのか？

( A 3 ) 共有している。また、国は、適法民泊を容易に確認できるよう、全国から適法施設の情報を収集している。

( Q 4 ) 仲介業者は、国に対し、適法番号を報告する義務はあるのか？

( A 4 ) 国は、昨年 6 月と 9 月の 2 回、仲介業者から適法番号が提供されたと聞いており、今後も継続して求めていくと考えられる。

( Q 5 ) 仲介業者から国への情報提供を強化する必要があるということか？

( A 5 ) その点を強化するとともに、仲介業者自らが適法施設を把握し、適法性の確認を行うことが重要である。

( Q 6 ) 仲介業者が国に報告した情報は、本市も共有しているのか？

( A 6 ) 共有している。しかし、他の適法施設の番号が掲載されている物件や、正確な所在地を把握していない物件も散見される。

( Q 7 ) 掲載物件の所在地についても、仲介業者から国に報告させているのか？

( A 7 ) 報告させている。

( Q 8 ) 国において、海外の未登録仲介業者への対応は行っているのか？

( A 8 ) 国は、個別の事業者に登録の要請をしていると聞いている。

( Q 9 ) 海外で予約手続を完結させ、あっせんを行っている未登録仲介業者は違法であるか？

( A 9 ) 海外での運営については、日本の法律では対応できないと考える。

( Q 10 ) 違法物件の指導ができたとしても、海外の未登録業者については指導できないのか？

( A 10 ) そのとおりである。このため、大韓民国総領事館や中国総領事館に出向き、母国の旅行者に対し、違法民泊に関する注意喚起を依頼している。

( Q 11 ) 指導困難施設が 315 施設あると報告があったが、海外の未登録仲介業者の利用状況は把握しているのか？

( A 11 ) 海外未登録仲介サイトに掲載されている違法民泊 215 件のうち、新たに違法民泊として把握したのは 37 件である。

( Q 12 ) 海外の未登録業者を利用している施設については、違反事実の確認が困難な事例として残る可能性があるのか？

( A 12 ) SNS やコミュニティサイト等を活用し、違法民泊を継続して行う事例も確認されている。

( Q 13 ) 刑事告発が必要な悪質な業者はいたのか？

( A 13 ) 現在のところない。

#### 委員長（市長）閉会のあいさつ

- ・ 昨年、6月に違法民泊指導実動部隊を立ち上げ、本日、その活動実績について報告を受けた。違法民泊撲滅チームの発足以前は解決率が 25%であったが、撲滅チームの発足以降、約 4,400 施設の違法民泊の調査を行った結果、解決率が 75%に急激に増加するなど大きな成果が出ている。
- ・ 適法民泊については、現在 7,000 室に迫っており、これは全国 1 位の数字となっている。日頃から、これら業務に取り組んでいる職員に感謝申し上げるとともに、引き続き、G 2 0 大阪サミットに違法民泊の撲滅をめざし、取り組んでいただきたい。
- ・ 課題もあるが、国に積極的に行動すれば解決に至る場合もある。これら課題について国に要望していると聞いているが、大阪府と調整し、再度課題を整理してほしい。そのうえで、G 2 0 大阪サミットまでに、必要であれば、私自身が直接国に要望することも考えている。
- ・ 加えて、悪質な事業者については、積極的に告発を行うなど引き続き警察を連携し、G 2 0 大阪サミットまでに違法民泊の撲滅をめざしていきたい。